

## 大橋川周辺まちづくり検討委員会規約（案）

## （総則）

第1条 本規約は、「大橋川周辺まちづくり検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものである。

## （目的）

第2条 委員会は、大橋川の改修をふまえ、大橋川周辺のまちづくりや景観や水辺の利活用等について検討し、「まちづくりと一体となった大橋川改修の具体的計画内容」の策定に必要な提言を行うことを目的とする。

## （検討事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- （1）景観に配慮した護岸や橋梁等の水辺環境に関すること
- （2）土地利用を中心としたまちづくりに関すること
- （3）沿川地域の活性化に関すること
- （4）その他必要な事項

## （組織）

第4条 委員会は、別表の委員をもって構成し、委員は松江市長が委嘱する。

- 2 委員会には、委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選によって選任する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 4 景観の観点から専門的な指導・助言を受けるため、委員会に景観専門委員会を置く。

## （委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、設置の日から第2条に掲げる目的を達する日までとする。

(事務局)

第7条 委員会事務局は、松江市市長室大橋川治水事業推進課に置き、委員会事務は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所大橋川改修推進室、島根県土木部斐伊川神戸川対策課及び松江市市長室大橋川治水事業推進課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

## 大橋川周辺まちづくり検討委員会 委員名簿

	氏 名	所 属
学識経験者	有光 礼子	島根県景観アドバイザー（建築設計）
	飯野 公央	島根大学法文学部助教授
	岸井 隆幸	日本大学理工学部教授
	木村 一郎	松江工業高等専門学校環境・建設工学科助教授
	桑子 敏雄	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
	木幡 修介	松江市文化財保護審議会会長
	坂田 俊之	日本技術士会 中・四国支部副支部長
	島田 雅治	島根大学名誉教授
	布野 修司	滋賀県立大学環境科学部教授
関係団体	荒木智珂子	松江商工会議所女性会会長
	泉 彬	松江商店会連合会会長
	大谷 厚郎	島根県旅客自動車協会会長
	太田 紀道	くにびき農業協同組合代表理事組合長
	門脇 光男	松江市町内会・自治会連合会会長
	後藤 裕志	松江青年会議所理事長
	林 英教	松江旅館ホテル組合組合長
	丸 磐根	松江商工会議所会頭
	皆美 健夫	松江観光協会会長